

(別紙)

厚生労働省の業務改善事例

(平成22年4月第1週までの報告分)

改善事例1

周産期医療施設の整備に関する税制の特例措置の活用を促すためのきめ細かい周知

【改善点】

平成22年度税制改正において、周産期医療の連携体制を担う医療機関が、周産期医療の用に供する不動産(分べん室、陣痛室、新生児室等)を取得した場合に不動産取得税を優遇する措置について、適用期限が6年延長されました。

本特例措置を広く活用していただき、周産期医療施設の早期の施設整備を行っていただくために、リーフレットを作成し、厚生労働省のホームページに掲載したほか、3月31日に都道府県や関係団体に対し、事務連絡等により周知を行いました。

(参考)リーフレットの掲載URL

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/04/tp0405-4.html>

(照会先)

医政局総務課企画法令係(内線2518)

改善事例2

肝炎医療費助成制度に関する情報提供の充実

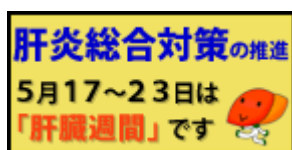
【改善点】

平成22年4月1日からの肝炎医療費助成制度の変更に伴い、国民の皆様への周知徹底を図るため、制度の変更点が分かりやすいポスターとリーフレットを作成し、地方自治体、医療機関、労働衛生機関等の関係機関に広く配布しました

また、国民の皆様が、求める情報にアクセスしやすくなるよう、肝炎対策のホームページを改訂しました。

(参考)肝炎総合対策の推進(URL)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/index.html>



(照会先)

健康局疾病対策課肝炎医療係(内線2948)

改善事例 3

雇用保険に関する手続の簡素化

【改善点】

今通常国会で成立した改正雇用保険法において、非正規労働者に対するセーフティネットを拡充する観点から、適用範囲を拡大しています（ ）。

（旧）「6か月以上の雇用見込みがあること」

（新）「31日以上の雇用見込みがあること」

これに合わせて、事業主が労働者の資格取得届を提出する際に添付・提出を求めていた書類について、原則として提出を不要とすることにしました。（平成 22 年 4 月 1 日から実施）

< 原則として提出を不要とする書類 >

労働契約に係る契約書

労働者名簿

賃金台帳

その他（就業規則等）

（照会先）

職業安定局雇用保険課適用係（内線 5760）

改善事例 4

職業訓練に関する助成金（キャリア形成促進助成金）の申請手続の簡素化

【改善点】

職業訓練に関する助成金（キャリア形成促進助成金）について、申請手続を簡素化しました。平成 22 年 4 月から実施しています。

< 助成金の概要 >

事業主が従業員に職業訓練等を受けさせた場合や自己啓発を支援した場合、経費の一部を助成するもの。（訓練経費の 1 / 3 など）

< 改善点 >

登記簿、就業規則等の添付書類について、事前の手続の際や、他の助成金の申請の際に提出されている場合には、再度の提出を不要とすることにしました。

また、提出が必要な職業訓練等の実施状況及び出席状況の報告書類について、2 つに分かれていた様式を 1 つの様式にまとめ、申請者の記入負担を減らしました。

（照会先）

職業能力開発局育成支援課援助業務係（内線 5938）

改善事例 5

教育訓練給付制度の対象となる講座の指定申請手続の見直し

【改善点】

教育訓練給付制度（ ）の対象となる講座の指定申請手続について、申請する事業者の負担軽減と審査の迅速化のため、申請様式を簡素化するとともに、添付書類の一部について、提出を不要とすることにしました。平成 22 年 4 月下旬から新様式等を公表する予定です。

< 申請様式の変更点 >

手続（新規指定、再指定、変更）ごとに異なる様式を一本化するとともに、記載項目の見直しを行い、申請様式を 23 種類(47 枚)から 9 種類(15 枚)へと削減しました。

< 提出を不要とした書類 >

法人の定款、施設写真などの添付書類について、以前の指定申請の際に同じ書類を提出したことがある場合には、再度の提出を不要とすることにしました。

教育訓練給付制度

雇用保険の被保険者等が、指定講座を受講し修了した場合、受講経費の 2 割（上限 10 万円）を支給する制度

（照会先）

職業能力開発局育成支援課教育訓練講座係（内線 5922）

改善事例 6

毒物劇物の安全対策に関するホームページの改善

【改善点】

毒物劇物の安全対策に関するホームページについて、国民の皆様からの問い合わせ等を踏まえ、利用しやすいものとなるよう改善を図りました。

国民の皆様からの問い合わせが多い内容について、「よくある質問」として Q & A 形式で掲載しました。

より容易にアクセスすることができるよう、「毒物劇物の安全対策」について検索エンジン上位に表示される関係機関と、厚生労働省ホームページとの間のリンクの設定を見直しました。

今後もより利用しやすいページになるよう、順次改善に努めます。

(参考) 毒物劇物の安全対策 (URL)

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

(照会先)

医薬食品局化学物質安全対策室 (内線 2798)

(注) この資料は、厚生労働省内の各部局において実施した業務改善事例の中から、主なものを抜粋し、取りまとめたものです。